高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年 5 月 11 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯ホを次のとおり改める。

ホ　2017信州めぐりフリーパス

(ｲ)　割引をする自動車

(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、(ﾆ)(a)に定める区間内のインターチェンジから(ﾆ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(c)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、(ﾆ)(b)に定める区間内のインターチェンジから(ﾆ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ﾆ)(c)に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は(ﾊ)に定める期間のうち連続する最大２日間に(ﾆ)(c)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ﾛ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料　金　の　合　計　額				
	首都圏発着型		名古屋発着型		周遊型
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用	２日間利用
軽自動車等	6,500円	7,500円	7,500円	8,500円	4,500円
普　通　車	8,500円	9,500円	9,500円	10,500円	5,500円

(ﾊ)　実施する期間

平成29年５月12日から同年８月９日まで及び平成29年８月16日から同年11月27日まで。

(ﾆ)　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで及び海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））の寒川南インターチェンジから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b)　名古屋発着型の出発及び到着エリア

中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから一宮ジャンクションまで、第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから美濃インターチェンジまで並びに東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの区間。

(c)　周遊エリア

上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから飯田山本インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

(ﾎ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第３号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年 5 月 11 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「2017信州めぐりフリーパス」

１．割引をする自動車

３．に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、４.⑴に定める区間内のインターチェンジから４．⑶に定める区間内のインターチェンジまで往復し、４．⑶に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、４．⑵に定める区間内のインターチェンジから４．⑶に定める区間内のインターチェンジまで往復し、４．⑶に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は３．に定める期間のうち連続する最大２日間に４．⑶に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するETC車（ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社及び東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

２．割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額				
	首都圏発着型		名古屋発着型		周遊型
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用	２日間利用
軽自動車等	6,500円	7,500円	7,500円	8,500円	4,500円
普通車	8,500円	9,500円	9,500円	10,500円	5,500円